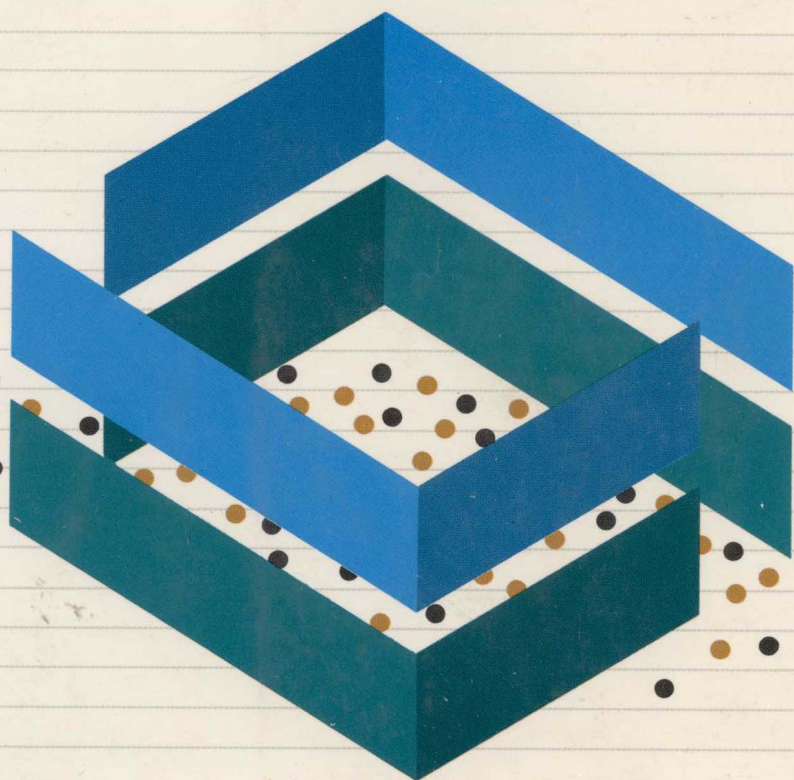


学校会計入門

〔改訂版〕

公認会計士

斎藤力夫 著



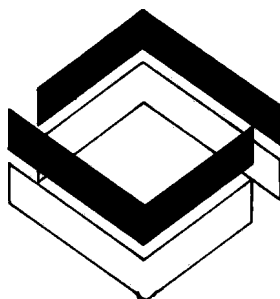
中央経済社

学校会計入門

〔改訂版〕

公認会計士

斎藤力夫著



中央経済社

《著者紹介》

斎藤 力夫（さいとう りきお）

公認会計士，税理士。井上斎藤監査法人代表社員。
東京理科大学，日本女子経済短期大学講師，文部省学校法人財務基準調査研究協力者会議委員，総理府公益法人会計基準検討会ワーキング・グループ委員，日本公認会計士協会公益法人委員会委員長および学校法人委員会委員長等を歴任。

〔主な著書〕

「学校法人の会計」「学校法人の税務」（学陽書房，共著）
「最新学校会計のすべて」（高文堂，編著）
「病院院会計のてびき」「病院の税務」（医歯薬出版）
「公益法人会計」「労働組合法計」（中央経済社，共著），その他多数

学校会計入門〔改訂版〕

昭和62年7月25日 初版発行

昭和63年9月20日 改訂版発行

平成2年7月30日 第2刷発行

著者 さいとう りきお
斎藤 力夫

発行者 山本 時男

発行所 (株)中央経済社

東京都千代田区神田神保町1-31-2

電話・(293) 3 3 7 1 (編集部)

(293) 3 3 8 1 (営業部)

〒101 振替・東京0-8432

印刷／三栄印刷(株)

製本／(株)関川製本所

©1988

Printed in Japan

頁の「欠落」や「順序違い」などがありましたらお取り替えいたしますので小社営業部までご送付ください。(送料小社負担)

ISBN4-502-11031-0 C2034

改訂にあたって

昭和62年8月31日、文部省においては、学校法人会計基準の一部を改正する省令を公布し、昭和63年4月1日以降の会計年度から施行することとしました。この改正は、昭和46年4月の制定以来16年ぶりに行われ、会計基準の一層の整備をはかることを目的としております。内容は主として基本金に関するものであり、学校法人の将来計画を明らかにし、基本金の計画的組入れを開示するとともに、基本金の項目別整備をはかることを目的としております。

私立学校は、現在、15歳以上の就学人口がピーク時を迎えていますが、反面、近い将来の急減期に対処する重要な転機にさしかかっています。今こそ、自らの学校経営の現況を踏まえて、今後の生存をかけた将来計画の策定を考える時期です。

本書は、そのための学校法人の財政の指針たる学校会計を理解するために、しかも、改正の内容を具体的に把握して載くために改訂したもので、私学会計の指針となれば幸いです。

昭和63年8月

斎藤力夫

ま え が き

私立学校は、国公立校とともに大学から幼稚園、専修学校に至る分野まで、わが国の重要な教育という基本的役割を負担しています。昭和50年に制定された「私立学校振興助成法」は、国または地方公共団体が私立学校の占める重要性を認識して、融資及び助成などの制度の充実をはかるために設けられたものとして画期的な法律といえます。

私立学校は、将来の世代を育成する機関として益々重要な役割を果す責務があり、したがって、その運営は適正でなければなりません。前記の「私立学校振興助成法」の適用によって年々私学に対する補助が拡大され、約6千億円の規模に達するまでになりました。このような補助は国民の税負担によって賄われているのですから、私立学校は国民の負託にこたえ、経営の安定化をはかる義務があります。一方、国公立校と私立学校との公費負担(助成及び予算措置)は、依然として数倍の格差があり、義務教育機関を除いて、国公立校と私立学校との受益者負担は平等に取り扱われることが今後の課題といえましょう。

もう1つの私立学校の経営を左右する大きな問題として、就学人口の増加と減少とがあります。たとえば、15歳人口(中学校卒業者)でみると、昭和64年の205万人をピークとして、以後、急速に下降し、昭和70年には170万人、昭和72年は150万人と急減期に陥ることが目前に迫っており、昭和60年の出生児143万人に至るまで、ピーク時からみると約30%の減少をもたらします。

したがって、私立の高校、短大、大学、専修学校などは、今こそ将来の急減期に対応して、教育の向上、施設の充実、財政の強化をはかるべき時期にきて

おります。

また、幼稚園においては、現在、地域的格差はあるものの、需給のバランスがくずれ基本的経営のあり方を見直す危機を迎えており、しかも、私立学校法第102条校に定める学校法人立以外の設置者においては、さらに経営が困難になるものと予想されます。

以上のような私立学校の現況からみて、その管理・運営を適正に行い、将来の存立基盤をはかることが急務であります。管理・運営の基盤は、役員の適正な業務執行を柱として、第1に教育研究の質的向上、第2に財政基盤の強化をはかることにあります。本書は、財政基盤を充実させる基礎となる会計の指針について述べ、これによって作成された計算書類をもとに将来計画の策定に役立つよう企画しました。

会計の指針たる「学校法人会計基準」は、昭和46年4月に制定されて以来、16年余を経過し広く私学財政の指針として大きな貢献を果してきましたが、昭和62年3月17日、文部省においては、16年ぶりに学校法人会計基準の改善骨子を定め、その改正作業に着手し、当年度中に改正する予定です。

私立学校の会計は、企業会計と異なり教育研究活動の過程を示す資金収支計算書を中心として、消費収支計算書及び貸借対照表を示すこととされております。したがって、初めて私学会計に携わろうとする人にとっては、一般の簿記入門書だけでは理解しにくい構造となっています。従来、この種の入門的参考書が少なかったため、今回、初心者のための学校会計入門書を発刊するに至りました。

本書は、初めて学校法人の事務局に配属または採用された方、学校会計を新たに勉強しようとする方、または学校法人の初級者研修用のために、できるだけ理解しやすいように解説したつもりです。

私立学校の事務管理の充実は、学校会計を十分に理解しなければ不可能です。校納金管理、予算管理、固定資産管理、財務諸規程の作成、経営分析などは、

すべて「学校法人会計基準」とこれによって作成される諸帳簿及び計算書類をもとにして実行可能となります。

本書が以上の趣旨によって私立学校の経営管理のためのいとぐちとして役立つことができれば幸いです。ただし、本書において、省略した部分、意をつくせなかった部分についてはご了承下さい。最後に、本書の発刊のために多大なご協力を下さいました中央経済社の小坂井和重氏の労に感謝します。

昭和62年6月

斎 藤 力 夫

目 次

第 1 章 学校会計はなぜ必要か

1. わが国の私立学校と財政補助	1
2. 「学校法人会計基準」ができるまで	3
(1) 制定までの経過	3
(2) 「学校法人会計基準」の誕生	3
(3) 私立学校振興助成法の成立	4
(4) 「学校法人会計基準」の改正	4

第 2 章 学校会計のあらまし

1. 学校会計のしくみ	5
(1) 「学校法人会計基準」の適用	5
(2) 学校会計の計算構造	6
2. 学校法人の計算体系	8
3. 学校会計の原則	9
4. 学校法人の会計年度と計算書類の提出	11
(1) 会 計 年 度	11
(2) 計算書類の提出	11
5. 都道府県知事所轄学校法人の特例	13
(1) すべての知事所轄学校法人の特例	13
(2) 高等学校を設置しない知事所轄学校法人の特例	14

第 3 章 学校会計の手ほどき

1. 学校会計の基礎と帳簿体系	17
-----------------------	----

(1) 学校会計の複式簿記	17
(2) 帳簿の種類と体系	18
(3) 勘定科目の設定	21
2. 資金収支の仕訳から記帳まで	37
(1) 取引とは	38
(2) 仕訳のポイント	40
(3) 仕訳から帳簿記入へ	46
(4) 資金取引を主とした帳簿記入	50
(5) 試算表の作成	53
(6) 支払資金残高の処理	55
(7) 資金収支精算表の作成	57
3. 消費収支計算と財産計算のしかた	58
(1) 消費収支とはなにか	58
(2) 財産計算とバランス・シート	60
(3) 消費収支計算と複式簿記	63
(4) 総勘定元帳の必要性	65
4. 資金収支と消費収支とのつながり	69
(1) 資金収支と消費収支の違い	69
(2) 帳簿記録の省略方法	71
5. 仕訳から記帳までのまとめ	73
(1) 2系統帳簿の場合	73
(2) 1系統帳簿の場合	75

第4章 資金収支計算のすすめ方

1. 資金収支計算とは	77
(1) 資金収支計算の目的	77
(2) 資金収支調整勘定	78

2. 資金収入科目	83
(1) 学生生徒等納付金収入	83
(2) 手数料収入	87
(3) 寄付金収入	88
(4) 補助金収入	90
(5) 資産運用収入	90
(6) 資産売却収入	92
(7) 事業収入	94
(8) 雑収入	96
(9) 借入金等収入	97
(10) 前受金収入	98
(11) その他の収入	99
(12) 資金収入調整勘定	101
3. 資金支出科目	101
(1) 人件費支出	101
(2) 教育研究経費支出と管理経費支出	104
(3) 借入金等利息支出と借入金等返済支出	109
(4) 施設関係支出	110
(5) 設備関係支出	112
(6) 資産運用支出	114
(7) その他の支出	116
(8) 資金支出調整勘定	117
4. 資金収支計算書および附属内訳表のつくり方	117
(1) 資金収支計算書のつくり方	117
(2) 資金収支内訳表のつくり方	118
(3) 人件費支出内訳表のつくり方	119
(4) 決算整理と精算表のつくり方	120
(5) 資金収支計算書、内訳表および人件費支出内訳表の作成例	120

第5章 消費収支計算のすすめ方

1. 消費収支計算と財産計算	127
2. 消費収支の仕訳原則と記帳の流れ	127
3. 消費収支固有の取引の処理	127
(1) 現物寄付金の計上のしかた	128
(2) 減価償却の計上のしかた	129
(3) 固定資産の売却および除却	140
(4) 販売用品、貯蔵品の処理	141
(5) 徴収不能引当金と徴収不能額の処理	143
(6) 退職給与引当金の設定のしかた	144
(7) 消費支出準備金の設定のしかた	147
4. 消費収支計算書と消費収支内訳帳のつくり方	148
(1) 消費収支計算書のつくり方	148
(2) 消費収支内訳表のつくり方	149
(3) 精算表作成のポイントと決算書の作成例	150
5. 貸借対照表のつくり方	158
(1) 貸借対照表の目的としくみ	158
(2) 貸借対照表のつくり方	158
(3) 資産および負債の計上基準	162
(4) 資産、負債等の個別科目の内容	163
6. 附属明細表のつくり方	172
(1) 固定資産明細表のつくり方	172
(2) 借入金明細表のつくり方	175
(3) 基本金明細表のつくり方	177

第6章 基本金会計のしくみ

1. 基本金とは	179
----------------	-----

<昭和62年改正のポイント>	181
2. 基本金対象資産とは	185
(1) 基本金の組入れ	185
(2) 基本金の未組入れ	200
3. 基本金の取崩しと修正	202
(1) 基本金の取崩し	203
(2) 基本金の修正	204
4. 基本金明細表のつくり方	204
(1) 様 式	204
(2) 組入れ, 取崩しの事実の記載	204
(3) 第2号基本金および第3号基本金	205
(4) 計画表の添付	205

第7章 部門別会計のしくみ

1. 部門別会計とは	213
2. 部門別区分とは	214
3. 部門別計上および配分の取扱い	216
(1) 部門別の計上と配分のポイント	216
(2) 「学校法人」部門の業務の範囲と計上収支	217
(3) 人件費支出の部門別計上の方法	218
(4) 職員の配属	220
(5) 部門共通収支の配分方法	221
(6) 知事所轄学校法人の簡略化	224

第1章 学校会計はなぜ必要か

1. わが国の私立学校と財政補助

わが国の教育のうち私立学校の占める役割は重要です。学生・生徒数では、大学で72.3％，短期大学で90.8％，高等学校で28.1％，幼稚園で76.3％（いずれも昭和63年5月，文部省基本調査）となっています。

私立学校に対する国や地方公共団体の財政的援助は，教育の基本です。しかし，その前提として私立学校の財政のあり方および財務の基準などが確立されていなければなりません。

昭和42年6月30日，臨時私立学校振興方策調査会は，文部大臣に対して「私立学校振興方策の改善について」という答申を行いました。その答申において，「私立学校に対する助成の拡充を図るについて国民の理解と支持を得るためにも，学校の経理，適正化が重要であり，このため財政基準の制定，公認会計士による監査等，経理の合理化，適正化を確保するための適切な措置を講ずる必要がある」と述べています。この答申に端を発し，今日の学校法人会計が誕生するに至りました。

学校会計について述べるまえに，私立学校についてふれてみます。私立学校法では，①私立学校と，②私立学校を設置する学校法人について，それぞれ所

轄庁を定めています。私立学校は、学校教育法第1条に定める学校（1条校という）、つまり大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校で、国や地方公共団体以外のもので設置する学校をいいます。さらに私立専修学校（教育法82条の2）および私立各種学校（同法83条1項）も広義の私立学校に含まれます。

私立学校のうち、学校教育法第1条に定める学校は「学校法人」に限って設置することが原則ですが、幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校については、当分の間学校法人立以外でも認められ、これを学校教育法「第102条校」と呼んでいます。

専修学校、各種学校は学校法人以外でも認められますが、学校法人によることもできます（私学法64条4項）。これを「準学校法人」と呼んでいます。

これらを監督する所轄庁は、①教務面では、大学、短大、高専は文部大臣、高校以下は都道府県知事とされております。ただし、②学校法人の管理運営面においては、大学、短大、高専を設置する法人は文部大臣の所轄、高校以下を設置する法人は都道府県知事の所轄とされております。たとえば、高校を併設する大学は、法人運営面では、すべて文部大臣所轄となります。

専修学校制度は、昭和50年7月11日学校教育法の一部改正によって新たに誕生し、翌51年1月11日から施行されて以来、急速に発展しました。この制度は、従来の各種学校（1年間680時間以上の授業時間数）を引き上げて1年間800時間以上、生徒数40名以上（学校法人は150名以上）の基準を設け、そのうち、高校卒業を入学資格とするものは専門課程（専門学校の名称を付することができる）、中学卒を入学資格とするものは高等課程（高等専修学校の名称を付することができる）、学歴不問は一般課程としましたが、現在は、専門課程在学数が40万人をこえており、大学、短大の補完的役割を果たす高等教育の重要な位置付けを有するに至りました。

2. 「学校法人会計基準」ができるまで

(1) 制定までの経過

私学の経理を適正化するための第一歩として、財務基準の作成が必要です。45年までの私学経理は統一した基準がなく、各学校で千差万別の状態で、わずかに私立学校振興会で融資等を受ける場合の様式が示されている程度でした。

そのため、文部省では、昭和43年7月、学識経験者や私学団体の推せん者からなる「学校法人財務基準の調査研究委員会」（以下「委員会」という）を発足させました。昭和44年7月に中間報告を発表し、これに対する意見を踏まえて、昭和45年5月、ようやく「学校法人会計基準」（委員会報告）の成案を得て報告しました。さらに、その実施方法として、昭和45年、文部大臣所轄学校法人（大学、短大等を設置する法人）に関する移行措置および昭和46年2月に知事所轄学校法人（高等学校以下を設置する法人）に関する移行措置を発表しております。

これとあい前後して、私学に対する助成と融資を法的に制度化する措置として、昭和45年5月18日、日本私学振興財団法を制定し、従来の私立学校振興会を発展的に解消し、日本私学振興財団（東京、千代田区九段）を発足させました。

また、同日、私立学校法の一部を改正し、第59条第8項を設け、経常費助成を受ける学校法人は、文部大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務基準に関する書類を作成しなければならないとし、前記委員会報告に基づいた会計基準を政令で公布する必要に迫られました。

(2) 「学校法人会計基準」の誕生

前記委員会報告の「学校法人会計基準」を土台にして政令化の作業がすすめられ、昭和46年4月1日、わが国で初めての「学校法人会計基準」（文部省令第18号）の誕生を得るに至ったのです。その適用の方法は、段階的に移行するこ

とし、大学を設置する学校法人は、昭和46年度は資金収支計算書のみ適用（ただし、沖縄県に所在する法人は、昭和48年度より適用）、昭和47年度から全面適用としました。高等学校以下を設置する知事所轄学校法人は、昭和48年度は資金収支計算書のみ適用、昭和49年度から全面適用としました（ただし、東京都はその1年前より適用、沖縄県は昭和50年度より適用）。

（３） 私立学校振興助成法の成立

前記の私立学校法の一部改正のみでは十分な私学振興の期待に添えないため、国や地方公共団体の補助金の交付義務等を法律上明らかにすべきであるという私学側の多年にわたる要望によって、昭和50年7月11日、私学に対する融資および助成等の法令化を趣旨とする「私立学校振興助成法」（昭和50年、法律第61号、以下「振興助成法」という）が成立するに至りました。以上の法律制定によって、従来、私立学校法第59条に定められていた会計基準の適用および公認会計士の監査の取扱いを同法に移行しました（振興助成法14条に移管）。

（４） 「学校法人会計基準」の改正

従来の会計基準は、私学財政の指針として多大な貢献を果してきましたが、そのうち、主として基本金に関する部分について、運用面で計画的組入れが不明瞭な点も多く、その改正が叫ばれていました。そこで昭和58.11.17に文部省高等教育局に「学校法人財務基準調査研究協力者会議」（以下、「協力者会議」という）が設置され、その改善作業に着手しました。昭和62年3月17日、「協力者会議」において、「学校法人会計基準の改善について」の最終報告が合意決定されました。その後の作業は、文部省高等教育局に委ねられ、本改善骨子をもとにして、昭和62年8月31日、文部省令「学校法人会計基準の一部改正について」、文部大臣裁定および文部省通知等一連の措置が決定されました。なお、改正された会計基準の適用は昭和63年4月1日以降の年度からとされています。

第2章 学校会計のあらまし

1. 学校会計のしくみ

(1) 「学校法人会計基準」の適用

私立学校法では、学校法人は、毎会計年度終了後2カ月以内に財産目録、貸借対照表および収支計算書を作り、常にこれを事務所に備えておかねばならないことになっています。学校法人の会計年度は、3月末年1回となっていますから、毎年5月末日までに決算を終了させる必要があります。

この決算は、会計年度終了後2カ月以内に理事長が評議員会に報告し、その意見を聞いた上で、理事会で承認の決議をうけなければなりません。ただし、寄付行為によっては、評議員会も議決機関とされている場合があります。なお、国や地方公共団体から経常費の補助をうける学校法人は、私立学校振興助成法(14条)の規定で、文部大臣が定める基準(学校法人会計基準という)に従って決算書を作成し、これを提出することが義務づけられています。したがって、大学、高等学校、幼稚園などを設置する学校法人は、経常費助成をうけているのが通常ですから、振興助成法によって決算書を提出する義務があるわけです。専修学校や各種学校のみを設置している、いわゆる「準学校法人」は、振興助成法に直接関係がなくても、私立学校法により決算書(計算書類という)を作